

船橋市債権管理条例第7条第3項に規定する延滞金の減免に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号。以下「条例」という。）第7条第3項に規定する市税及び公債権の延滞金の減額又は免除（以下「減免」という。）について、具体的な取扱いの基準を定めるものとする。

(減免の割合)

第2条 船橋市債権管理条例施行規則（平成23年船橋市規則第78号。以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる要件に該当することにより条例第7条第3項の規定により延滞金の減免をする場合における減免の割合は、当分の間、10割とする。

(具体的基準)

第3条 規則第6条第1項第1号の「その他の災害」とは、次に掲げる災害をいう。

- (1) 震災、風水害及び火災
- (2) 地滑り、落雷等の自然の現象の異変による災害
- (3) 火薬等の爆発、ガス爆発、交通事故等の人為による異常な災害
- (4) 病虫害、鳥獣等による異常な災害

2 規則第6条第1項第2号の「生計を一にする者」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する親族をいう。

- (1) 同一の家屋に起居している場合（明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除く。）
- (2) 勤務、修学、療養等の都合により日常の起居を共にしていない場合であって、次に掲げる要件に該当するとき。
 - ア 勤務、修学等の余暇において起居を共にすることを常例としていること。
 - イ 常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われていること。

3 規則第6条第1項第3号の「これに準ずる状態」とは、保護申請をすれば生活保護の受給が認められる状態をいう。

4 規則第6条第1項第6号の「その他市長が必要があると認めるとき」とは、同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事由と類似する事由が認められるときをいう。

5 規則第6条第1項各号及び前各項の規定に該当する場合以外は、延滞金は減免しない。

(申請)

第4条 規則第6条第2項に規定する申請をするときに添付する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1項第1号 消防署その他関係機関のり災証明書、警察署の被害届(写し又は届出番号などの確認)、事故証明書等の財産の損失を受けたことを証する書類及び収入額と支出額が分かる書類
- (2) 規則第6条第1項第2号 入院費等の領収書(又は請求書)、診断書、葬儀費用の請求書等の多額の経費を要したことを証する書類及び収入額と支出額が分かる書類
- (3) 規則第6条第1項第3号 生活保護受給者証明書又は収入額と支出額が分かる書類、預貯金の通帳等の保護申請をすれば生活保護の受給が認められる状態であることを証する書類
- (4) 規則第6条第1項第4号 失業保険申請書(写し)、離職証明書等の著しく収入が減少したことを証する書類及び収入額と支出額が分かる書類
- (5) 規則第6条第1項第5号 損益計算書、事業廃止届(写し)、閉鎖商業登記簿謄本等の著しく財産の損失を受けたことを証する書類
- (6) 規則第6条第1項第6号 同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事由と類似する事由があることを証する書類

2 前項各号に掲げるもののほか、必要と認める場合は、その他減免事由に該当することを証する書類を添付させることができる。

(延滞金の減免の対象外)

第5条 延滞金の減免は、既に納付した延滞金については対象としない。

附 則

この基準は、平成25年7月2日から施行する。